

被災された方のための 生活支援情報

第20号
平成24年4月25日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

被災者生活再建支援制度の加算支援金 申請期限が延長されました

被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請期限が、当初の平成26年4月10日から4年間延長され、平成30年4月10日までになりました。

問い合わせ 義援金等相談ダイヤル ☎214・8488（平日9:00～17:00）

震災により損壊した家屋の解体・撤去 の受け付けは9月28日まで

震災により損壊した家屋等の解体・撤去の受け付けは、9月28日までとなります。希望される方は、お早めに申請してください。

◆撤去の対象＝個人や中小企業者が所有する家屋等で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件（個人が自ら居住する住宅は、「半壊」と判定された物件を含む）

◆受付場所＝市役所一番町仮庁舎（小田急仙台ビル）5階震災廃棄物対策室

◆必要書類等、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル ☎263・8590（平日9:00～17:00）

宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

県内で震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅に500万円以上ローンを有する方が、新たに500万円以上の住宅ローンを組んで住宅を再建する場合に、既存のローンにかかる5年間の利子相当額（上限50万円）を補助します。

詳しくは宮城県行政庁舎9階住宅課、仙台市役所本庁舎7階住環境整備課・区役所で配布するパンフレットまたは宮城県住宅課ホームページ<http://www.pref.miyagi.jp/juutaku/>をご覧ください。

申し込み・問い合わせ 宮城県住宅課 ☎211・3256

復興公営住宅の整備のための 入居意向調査を実施します

市では、復興公営住宅の供給目標戸数を2,800戸とし、下表の17地区で整備を進めることとしています。今回実施する入居意向調査は、17地区以外で整備が必要な地区やその供給戸数、募集の際の優先枠の設定などを検討するため、入居意向や世帯の状況等を伺うものです。調査へのご協力をお願いします。

◆対象＝東日本大震災で住宅を失った方

◆調査期間＝5月15日(火)～6月1日(金)

◆調査内容＝入居を希望する地区や住宅の間取り、世帯の収入や構成など

◆調査方法＝①応急仮設住宅に入居されている方には調査票を郵送します。②①以外で調査対象に該当する方には市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内などで調査票を配布するほか、希望者には郵送します

整備地区		戸数 (予定)	供給開始時期 (予定)	
青葉区	北六番丁	12戸	平成25年度	
	上原	30戸		
宮城野区	田子西	180戸		
若林区	荒井東（第1期）	200戸		
	若林西	150戸		
太白区	鹿野	70戸		
	芦ノ口	39戸		
青葉区	通町	150戸		平成26年度
	霊屋下	40戸		
	霊屋	100戸		
	落合	163戸		
	角五郎	48戸		
宮城野区	鶴ヶ谷第二	30戸		
若林区	荒井東（第2期）	100戸		
	地下鉄荒井駅周辺	240戸		
	地下鉄六丁の目駅周辺	75戸		
	地下鉄卸町駅周辺	120戸		

※地下鉄の駅名はすべて仮称です

問い合わせ 市営住宅課 ☎214・8336